

平成24年(受)第2007号 不当利得返還等請求事件最判平成26年10月28日 第三小法廷判決

文責：政本裕哉

最高裁は、平成26年10月28日、無限連鎖講、いわゆるねずみ講を行っていた破産会社の管財人が講の上位会員に対して求めた利益の返還請求を認めた。

本事案は、この無限連鎖講の仕組み上、早期に出資した上位会員が配当等により利益を得ているのに対して、遅れて出資した下位会員は出資金額に相当する配当等を得られないまま会社が破産してしまったために、多くの下位会員が破産会社の債権者となっている状況の中、その管財人が、これら債権者への配当に充てるために、利益を得ている上位会員に対して当該利益の返還を求めたものである。

本事案の争点は、破産会社の上位会員に対する配当等の給付が、無限連鎖講に基づく不法原因給付に当たる場合（したがって、破産会社から上位会員への返還請求は本来認められない。民法708条）でも、破産会社の管財人による上位会員への返還請求は認められるかという点である。この点、最高裁は以下のように述べて、管財人の請求を認めた。

[判決要旨]

本件配当金は、関与することが禁止された無限連鎖講に該当する本件事業によって被上告人に給付されたものであって、その仕組み上、他の会員が出えんした金銭を原資とするものである。そして、本件事業の会員の相当部分の者は、出えんした金銭の額に相当する金銭を受領することができないまま破産会社の破綻により損失を受け、被害の救済を受けることもできずに破産債権者の多数を占めるに至っているというのである。このような事実関係の下で、破産会社の破産管財人である上告人が、被上告人に対して本件配当金の返還を求め、これにつき破産手続の中で損失を受けた上記会員らを含む破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図ろうとすることは、衡平にかなうというべきである。仮に、被上告人が破産管財人に対して本件配当金の返還を拒むことができるとするならば、被害者である他の会員の損失の下に被上告人が不当な利益を保持し続けることを是認することになって、およそ相当であるとはいえない。

したがって、上記の事情の下においては、被上告人が、上告人に対し、本件配当金の給付が不法原因給付に当たることを理由としてその返還を拒むことは、信義則上許されないと解するのが相当である。

つまり、最高裁は、下位会員を被害者と認め、それら下位会員に対する配当を含む管財人による適正・公平な清算のためには、上位会員が不法原因給付を理由とする返還を拒むことは信義則に反すると判断したのである。

一方で、原審は、無限連鎖講に参加したという点において上位会員も下位会員も異なることはなく、加入の時期等により損益が分かれたにすぎないと述べた上で、上位会員からの利益の返還を認めれば、講を主導した破産会社ないしその代表者等の負担する債務を減額させることになり、結局、破産会社の公序良俗に反する事業に法律上の保護を与えることになるとして、返還請求を認めなかった。

原審と最高裁の判断が分かれた理由としては、第一に、下位会員の見方であろう。原審は、下位会員も上位会員と同様に法が禁止する無限連鎖講事業から利得を得ようとした者であって法の保護に値しないと考えているのに対して、最高裁は被害者と捉えているのである。

第二に、破産会社の債務の減額に対する考え方であろう。原審は破産会社の債務が減額されることが無限連鎖講の事業に法律上の保護を与えることになることと解しているのに対して、本判決の補足意見においては、破産債務の消滅は破産終結に伴う法人格の消滅によってなされるのが破産制度の基本的な仕組みであり、破産管財人に対する給付の返還が直ちに破産者の債務の消滅に結びつくものではないとし、もって、破産会社の事業に法律上の保護を与えることにはならないと述べられているのである。なお、理論的には、破産財団に余剰が生じたり破産廃止により管財人が第三者から回復した財産が破産会社に戻されることは考えられるが、本判決の補足意見においては、そのようなことは破産実務から見て、實際上、考えられないと述べられている。

第三の理由としては、第一及び第二の理由にも関連するが、最高裁が破産債権者である下位会員の利益を重視していると思われる点である。本判決の補足意見においては、管財人は「債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図る」という破産制度の目的のために関係者の利害・権利関係の調整という任務の遂行として不当利得返還請求を行うと述べられており、管財人による上位会員からの不当利得返還請求によって利益を受けるのは、違法な事業を営んでいた破産会社ではなく、破産配当原資が増加することにより利益を受ける下位会員その他破産債権者である、という事情を重視して、全体の衡平の観点から上位会員が利得返還を拒否することは信義則上許されないと判示したのではないだろうか。

このように、本判決は、不法原因給付という一場面においてであるが、信義則の適用によって被害者を救済する解決を導き、不当利得法の分野における新判断を示したという点において、重要な判例といえるが、さらに、(事例判断ではあるものの)破産者の不法性(公序良俗違反性)が管財人に承継されないという判断を示したという点においても、重要な意義を持つ判例といえる。

以上